

## 茨木市電子入札心得（建設工事等）

### （趣旨）

第1条 この心得は、茨木市（以下「市」という。）が茨木市電子入札システム（以下「システム」という。）を利用して行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### （法令等の順守）

第2条 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）、その他の関係法令及びこの心得を順守しなければならない。

2 入札参加者は、入札手続に際し、市の指示に従い円滑な入札執行に協力し、正常な入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札執行を妨害してはならない。

### （公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### （システムの利用資格等）

第4条 システムを利用できる者は、市の建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2 前項で規定する者は、電子署名及び認証業務に関する法律及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号。）に基づく電子証明書（以下この項及び第13条第13号において「ICカード」という。）を取得し、市にICカードの登録（以下「利用者登録」という。）を完了しておかなければならない。

### （入札参加資格等）

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令及び茨木市財務規則による公告において指定した期日までに、入札参加資格に関して市が指定する方法により確認申請書等を提出しなければならない。

2 市は入札参加資格の有無について、入札参加者が提出した内容に基づき目視及びシステムによる審査を行うこととし、入札参加資格のうち開札後に審査確認を要する項目にあっては事後審査を行う。

3 前号の規定による審査の結果、入札参加資格がないと認められた者に対し、参加確認の有無の通知を行うものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
- (2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金)

第6条 入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の5に相当する額以上とする。

(入札保証金の免除)

第7条 次のいずれかに該当する者は、入札保証金を免除することができる。

- (1) 市を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結した者
- (2) 市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、過去2年間に数回にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その契約を締結しないこととなるなるおそれがないと認める者
- (3) その他市長が特に必要と認める者(茨木市建設工事等入札参加資格者名簿登録業者)

(入札書等)

第8条 入札に参加しようとする者は、定められた期間内に、入札参加資格に関する書面を入札書と同時にシステムにより提出しなければならない。

- 2 入札書に記載する金額は、消費税相当額を除いた金額を記載するものとする。
- 3 入札参加者は入札書に記載した金額の積算内訳書を提出しなければならない。
- 4 入札書等を提出した場合は、提出した入札書等が受け付けられたことを確認すること。

(入札の辞退)

第9条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。
- 3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに到着していない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として当該入札参加者が不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第10条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第11条 入札参加者が第2条及び第3条の規定に抵触したおそれがあるとき等、市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止するものとする。

- 2 前項の規定により市が調査を行うとき、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止とすることがある。

(開札)

第12条 開札は、市が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第5条第4項各号のいずれかに該当する者がした入札
- (2) 市の指定する日時までに提出しない入札
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目若しくは記述を入力した事項を含む入札
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 談合その他の不正行為により入札手続を行ったと認められる入札
- (10) 同一の入札について、2以上の入札をした者に係る入札
- (11) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (12) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (13) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札
- (14) システムにおいて添付が必要な書類の不備があった入札
- (15) 入札参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者が行った入札
- (16) 提出された積算内訳書に記載された額と異なる価格でした入札
- (17) 予定価格又は最低制限価格を公表した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (18) 同一入札に参加する者の関係（共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。）が、次のいずれかに該当する者がした入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する1者を除くすべての者が入札に参加しない場合には、残る1者の入札は有効とする。

ア 親会社と子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による親会社と子会社の関係にある場合）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(19) 事前審査において入札参加資格を有すると認められた者であっても、落札の決定までの間において、入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札

(20) 虚偽の申請を行った者がした入札

(21) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第14条 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

ただし、同一順位のため落札候補者が2者以上となる場合は、落札候補者がシステムの入札書画面に入力したくじ入力番号に従い、電子くじシステムにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行い落札者を決定する。

(入札参加資格の事後審査及び落札者の決定)

第15条 前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、システムによる審査項目のほか、入札参加資格要件を証するための書類の提出を求めるものとする。

2 事後審査として落札候補者の入札参加資格を審査し、適格者を落札者とする。

3 前項の事後審査において不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とし、適格者があるまで審査を行うものとする。

4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する通知等)

第16条 前条第3項において入札参加資格に適合しないと認められた者に対しては、入札参加資格非適合通知書により通知する。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、非適合理由説明申請書により入札参加資格に適合しないと認められた理由について説明を求めることができる。

3 前項の規定による申請があったときは、申請のあった日の翌日から起算して7日以内に回答するものとする。

(契約書の提出)

第17条 契約書を作成する場合には、落札者は交付された契約書案に記名押印し、市が指定した日時までに契約担当課に提出しなければならない。

2 落札者は、前項に規定する日時までに契約書案を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(契約保証金)

第18条 契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

(契約保証金の免除)

第19条 次のいずれかに該当する者は、契約保証金を免除することができる。

(1) 市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した者

(2) 市を被保証人とする工事履行保証契約を保険会社と締結した者

(3) 過去2年間に国若しくは公社、公団、公庫等又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、

かつ、当該契約を確実に履行するものと認められる者  
(4) その他市長が特に必要と認める者  
( 契約保証金の還付 )

第20条 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。  
( 契約保証金の帰属等 )

第21条 契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は市に帰属するものとする。

2 第19条の規定により契約保証金の納付を免除された者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

( 議会の議決を要する契約 )

第22条 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに、本契約が成立する旨の文言を付した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

2 仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知するものとする。

( 異議の申立 )

第23条 入札参加者は、入札後、この心得、設計書、仕様書、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明又は錯誤等を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることはできない。

#### 附 則

この心得は、平成21年4月1日から実施する。